

別紙様式第2（第2(1)及び(5)関係）

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

公表事項		内 容
契約の対象区分		地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る特定随意契約
契約の内容	物品又は役務の概要	鹿野城跡公園公衆トイレの清掃を行う
	規格・品質等	清掃はおおむね一週間に2回とする。4月上旬から中旬及び3月下旬は土曜日、日曜日も清掃を行う。 本市は業務を遂行するために必要とする物品及び光熱水費を負担するものとする。
	数量等	(平日) 103日間 (休日) 4日間 ※4月上旬から中旬までは重点的に清掃を行う
	納入場所又は履行場所	鹿野城跡公園公衆トイレ（鳥取市鹿野町鹿野）
	納入期限又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約締結予定日		令和8年4月1日
契約担当職員が特に必要と認める事項		(1) 定期的、継続的に業務を行えること。 (2) 業務手順の変更があった場合に柔軟な対応ができること。 (3) 別記個人情報取扱特記事項を順守できること。 (4) 本市に毎月の業務実績報告が行えること。 (5) 上記「契約の内容」に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること。
契約申込みの申請先		鳥取市鹿野町総合支所産業建設課 (鳥取市鹿野町鹿野1517) 電話：0857-30-8686 FAX：0857-84-2598
契約申込みの期限		令和8年3月19日（木）
契約の相手方の決定方法及び選定基準		(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定された者であること。 (2) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。 (3) 本市の予算額の範囲で業務遂行できるものであること (4) 特定随意契約参加申込書を本市に提出し、審査に適合すること。

○契約締結後

公表事項	内 容
契約締結日	令和8年4月1日
契約の相手方の名称	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 すずかけ
契約金額	271,656円 (うち消費税及び地方消費税額 金24,696円)
契約の相手とした理由	障害者の日常生活及社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業所から、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）第21条の3に定める手続きにより役務の提供を受ける契約であり、障害者就労支援の観点から委託するものである。